

第6章 産業振興プランの進行管理

1 総合計画における進行管理

「かわさき産業振興プラン」では、「第1期実行プログラム」を含め、本市の「総合計画」（2016(平成28)年3月策定）における産業振興分野を担う「分野別計画」として、総合計画の産業振興分野の各事業・施策の進行管理を通じて、プランの進行管理を実施しています。

「第2期実行プログラム」についても、「総合計画」の第2期実施計画との整合を図り、同様に「成果指標」を活用し、進行管理を実施していく予定です。

2 中小企業活性化条例の実実施計画としての進行管理

本プランは、総合計画における産業振興分野の「分野別計画」という位置付けの他、2016(平成28)年4月に施行した中小企業活性化条例における中小企業活性化施策に関する「実施計画」としても位置づけられています。

条例で規定する中小企業活性化施策と第2期実行プログラムでの取組項目との対応を示す体系は次表のとおりです。

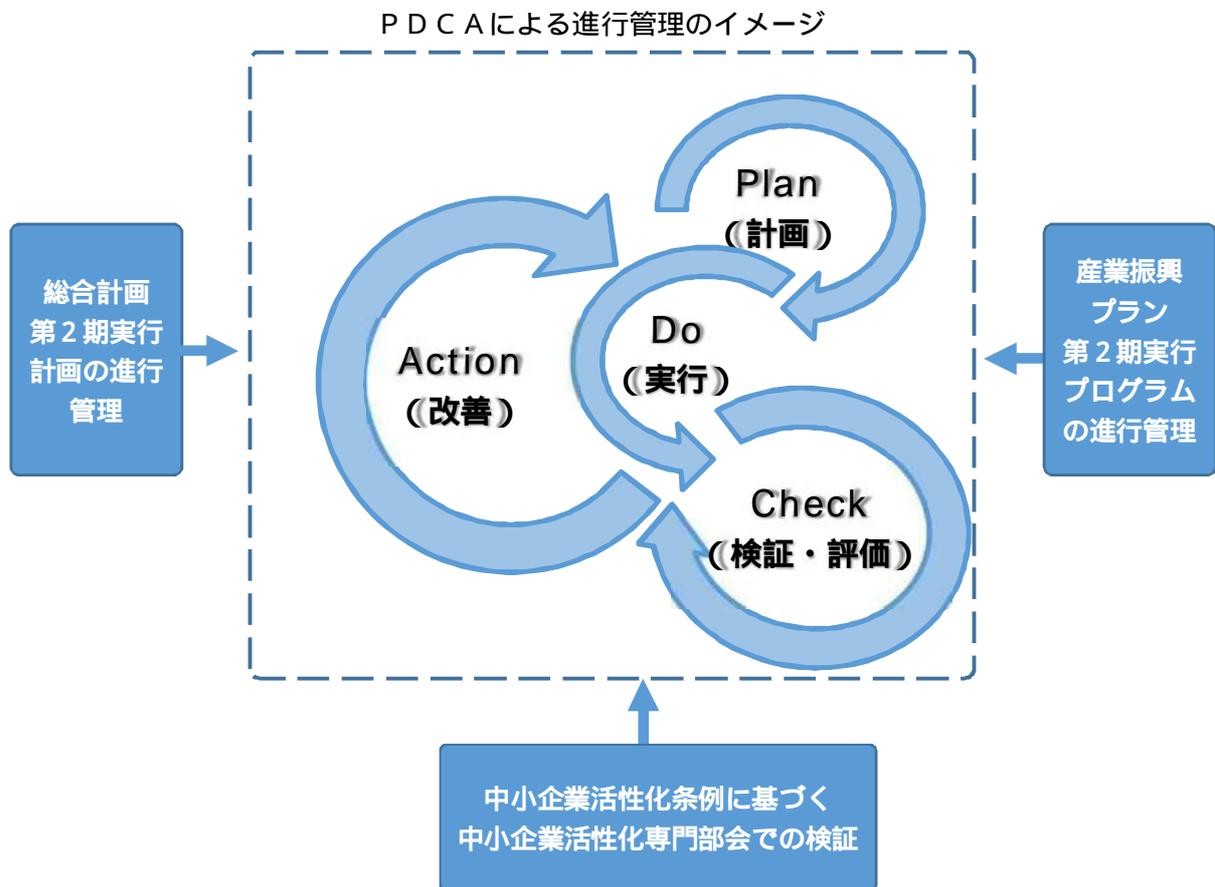
| 中小企業活性化条例に基づく 中小企業活性化施策 | 第2期実行プログラムでの取組項目 |
|-------------------------------|---|
| 第12条 創業、経営の革新等の促進 | 起業の促進 (1-(1)-) インキュベーション機能の充実 (1-(1)-) ソーシャルビジネスの振興 (1-(2)-) ライフイノベーションの推進 (2-(1)-) グリーンイノベーションの推進 (2-(1)-) ウェルフェアイノベーションの推進 (2-(1)-) |
| 第13条 連携の促進 | 新分野への進出支援 (3-(3)-) |
| 第14条 研究及び開発の支援 | 産業集積の促進・維持 (2-(2)-) 中小企業の高度化 (3-(1)-) |
| 第15条 経営基盤の強化及び小規模企業者の事情の考慮 | 中小企業の育成 (3-(1)-) 中小企業の経営安定 (3-(2)-) 中小企業の操業環境の保全 (3-(2)-) 持続的な農業経営の推進と創造 (4-(2)-) |
| 第16条 地域の活性化の促進 | 商業地域の形成 (4-(1)-) 商業の振興 (4-(1)-) 多面的な機能を有する農地の保全と活用 (4-(2)-) 農業への理解促進 (4-(2)-) 観光・集客型産業の振興 (7-(1)-) 観光資源の魅力向上 (7-(1)-) MICE受入の推進 (7-(2)-) |
| 第17条 人材の確保及び育成 | 求職者の特性に合わせた就業機会の提供 (5-(1)-) 産業界との連携による人材の育成・確保 (5-(2)-) ものづくり都市を担う次世代人材の育成 (5-(2)-) 働き方改革の推進 (5-(3)-) 勤労者福祉の向上 (5-(3)-) |
| 第18条 海外市場の開拓等の促進 | 海外販路の開拓 (6-(1)-) 外資系企業への本市関連情報の提供 (6-(1)-) 環境技術の移転による環境産業の振興 (6-(2)-) |
| 第19条 受注機会の増大等 | 個別の取組項目が該当するものではなく、本市が行う工事の発注、物品及び役務の調達等が該当 |

中小企業活性化条例に基づく中小企業活性化施策は、本市の附属機関である「川崎市産業振興協議会」の意見を聴いて検証するとともに、その検証結果を当該施策に適切に反映させるよう努める旨が条例の第22条に規定されています。

このため、2016（平成28）年度から、「川崎市産業振興協議会」の中に施策検証を専門に行う「中小企業活性化専門部会」を設置し、部会での施策検証内容を「川崎市産業振興協議会」に報告するとともに、意見集約を行い、施策の検証等を行っています。

第1期実行プログラムにおいては、中小企業活性化条例に規定する中小企業活性化施策に対応する施策については、「中小企業活性化専門部会」等での施策の実施状況の検証等を通じて進行管理を行いました。

従って、第2期実行プログラムにおいても、中小企業活性化条例に規定する中小企業活性化施策に対応する各取組項目について、「中小企業活性化専門部会」等での毎年度の施策の実施状況の検証等を通じて進行管理を行い、取組の実効性を高めていきます。



1 第2期実行プログラム(平成30～33年度)施策体系

| 政策 | 基本戦略 | 取組項目 | 事務事業 |
|----------------------|-------------------------|------------------------------------|-------------------------|
| 政策1 起業・創業の支援 | 市内産業を活性化するベンチャー企業の創出・育成 | 起業の促進 | 起業化総合支援事業 |
| | | インキュベーション機能の充実 | 新産業創造支援事業 |
| | 様々な主体、手法による創業の促進 | ソーシャルビジネスの振興 | ソーシャルビジネス振興事業 |
| 政策2 成長産業の育成振興 | 成長産業分野でのイノベーションの創出 | ライフイノベーションの推進 | 医工連携等推進事業 |
| | | グリーンイノベーションの推進 | 環境調和型まちづくり(エコタウン)推進事業 |
| | | | 環境調和型産業振興事業 |
| | ウェルフェアイノベーションの推進 | ウェルフェアイノベーション推進事業 | |
| | | かわさき基準推進事業 | |
| | 成長産業の拠点形成 | 産業集積の促進・維持 | 新川崎・創造のもり推進事業 |
| | | | 産業立地地区活性化推進事業 |
| 先端産業等立地促進事業 | | | |
| 臨海部の活性化 | 臨海部ビジョンに基づく臨海部の活性化の推進 | 臨海部活性化推進事業 川崎臨海部スマートコンビナートの推進事業 | |
| 政策3 中小企業の活性化 | 中小企業の競争力強化 | 中小企業の育成 | 産業振興協議会等推進事業 |
| | | | 川崎市産業振興財団運営支援事業 |
| | | | 建設業振興事業 |
| | | | 住宅相談事業 |
| | | 中小企業の高度化 | ものづくり中小企業経営支援事業 |
| | 中小企業の操業支援 | 中小企業の経営安定 | 中小企業融資制度事業 金融相談・指導事業 |
| | | 中小企業の操業環境の保全 | 内陸部操業環境保全対策事業 |
| 中小企業の成長促進 | 新分野への進出支援 | 知的財産戦略推進事業 クリエイティブ産業活用促進事業 | |
| 政策4 市民生活を支える産業の振興 | 魅力と活力のある商業地域の形成 | 商業地域の形成 | 商店街課題対応事業 |
| | | | 地域連携事業 |
| | | | まちづくり連動事業 |
| | | 商業の振興 | 商業力強化事業 |

| | | | |
|--------------------------------------|----------------------|---|----------------------------|
| 政策4 市民生活を支える 産業の振興 | 都市農業の活性化と 都市農地の活用 | 多面的な機能を有する 農地の保全と活用 | 農環境保全・活用事業 |
| | | 持続的な農業経営の 推進と創造 | 担い手・後継者育成事業 |
| | | | 農業経営支援・研究事業 |
| | | | 農業生産基盤維持・管理事業 |
| | | | 援農ボランティア育成・活用事業 |
| | | | 多様な連携推進事業 |
| | 農業への理解促進 | 農業体験提供事業 | |
| | | 市民・「農」交流機会推進事業 | |
| | | 都市農業価値発信事業 | |
| | 市民への安全安心な 食料品等の供給 | 安定的かつ効率的な 生鮮食料品等の供給 | 卸売市場の管理運営事業 |
| | | | 卸売市場施設整備事業 |
| | | | 卸売市場関係事業者に関する 許可・指導監督業務 |
| | | 計量の安全・安心の 確保 | 計量検査事業 |
| | 計量管理推進指導事業 | | |
| 市民の安全安心な 消費生活の確保 | 消費者被害の救済 | 消費生活相談情報提供事業 | |
| | 消費者教育の推進 | 消費者啓発育成事業 | |
| | | 消費者自立支援推進事業 | |
| 政策5 産業人材の確保と 雇用への対応 | 就業の支援 | 求職者の特性に合わせた 就業機会の提供 | 雇用労働対策・就業支援事業 |
| | 人材の育成・確保 | 産業界との連携による 人材の育成・確保 | 産業人材育成事業 |
| | | ものづくり都市を担う 次世代人材の育成 | 技能奨励事業 生活文化会館の管理運営事業 |
| | 働きやすい環境づくり の推進 | 働き方改革の推進 | 勤労者福祉対策事業 |
| | | 勤労者福祉の向上 | 労働会館の管理運営事業 |
| | | | 労働資料の調査及び刊行業務 勤労者福祉共済事業 |
| 政策6 経済の国際化への 対応 | 市内企業の国際化支援 | 海外販路の開拓 | 海外販路開拓事業 |
| | | 外資系企業への本市 関連情報の提供 | 対内投資促進事業 |
| | 環境ビジネスの海外展開 の支援 | 環境技術の移転による 環境産業の振興 | 国際環境産業推進事業 |
| 政策7 都市拠点・観光資 源を活かした交流 人口の拡大 | 川崎の特性を活かした 観光の振興 | 観光・集客型産業の 振興 | 観光振興事業 |
| | | 観光資源の魅力向上 | 産業観光推進事業 |
| | | | 市制記念花火大会事業 |
| | | | 競輪場整備事業 |
| | 競輪等開催・運営事業 | | |
| 川崎の特性を活かした ビジネス交流の促進 | M I C E 受入の推進 | 川崎市コンベンションホール管理 運営事業 科学技術基盤の強化・連携事業 | |

2 川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例

| | | |
|-------------------|---|--|
| <p>前文</p> | <p>川崎市は、首都圏の中央部に位置するという地理的条件を生かしながら、ものづくりを中心に多様で幅広い産業が集積するとともに、日本を代表する数々の企業が成長することで、国際的な産業都市として発展してきた。</p> <p>また、かつて高度経済成長をけん引した京浜工業地帯では、深刻な公害など環境問題に直面したこともあったが、その克服に取り組む過程で培われた優れた環境技術の集積がなされてきた。</p> <p>このような川崎市の産業の発展や優れた環境技術の集積を促してきた推進力が、各企業における新たな製品及びサービスの開発等を通じて新たな価値を生み出していこうとするイノベーションの創出の取組であり、近代産業の歴史において、このイノベーションを創出する企業家精神がこの地で発揮され、その成果が現在に至るまで脈々と受け継がれてきた。</p> <p>そして、川崎市のイノベーションの創出を支えてきた重要な存在が、市内企業の多数を占める中小企業であり、時代の先駆けとして積極果敢に挑戦を続け、社会経済環境の変化に対応し、商業、工業、サービス業等の様々な分野において、地域経済を支える努力を重ねることで、市民生活を豊かにし、川崎市の発展に大きく貢献してきた。</p> <p>一方で、中小企業を取り巻く環境は、経済の国際化の進展に伴う企業間競争の激化、人口減少や少子高齢化の進展に伴う国内需要の低迷等により厳しさを増している。このような状況においては、直面する危機を改革への機会と捉え、厳しい環境を果敢に乗り越えようとする中小企業者の自主的な取組、そして、その取組を促進するための市、中小企業者、関係団体等の連携による環境づくりが重要である。さらには、国内及び海外からの投資並びに企業の立地が活発化し、多くの中小企業が生まれ、また、今ある中小企業が成長することで、経済全体が活性化するという好循環を本格的に創出することが求められているのである。</p> <p>国においても、中小企業憲章において、中小企業が経済をけん引する力であり、社会の主役であるとされているところである。また、中小企業基本法及び小規模企業振興基本法は、中小企業者及び小規模企業者の自主的な努力を基本としつつ、その多様で活力ある成長発展や事業の持続的発展を促すために、地方公共団体がその区域の特性に応じた施策を実施する責務を有することを規定している。</p> <p>さらに、川崎市では、地域の経済界の主体的な取組により、広範な関係者による中小企業の活性化のための成長戦略についての議論が重ねられてきた。</p> <p>これらを受け、中小企業がその活力を最大限に発揮するための環境づくりと好循環の創出を推進し、もって川崎市の持続的な発展に寄与するため、この条例を制定する。</p> | <p>規定する大学その他の研究機関で、市内に施設を有するものをいう。</p> <p>(4) 金融機関 銀行その他の金融機関で、市内に営業所又は事務所を有するものをいう。</p> <p>(5) 関係団体等 中小企業に関する団体及び前3号に掲げるものをいう。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第3条 中小企業の活性化は、次の基本理念にのっとり、その推進が図られなければならない。</p> <p>(1) 中小企業者の経営の改善及び向上に対する自主的な取組が促進されること。</p> <p>(2) 国内及び海外からの投資並びに企業の立地が活発に行われることにより、地域の活性化が促進されること。</p> <p>(3) 市、国、関係地方公共団体、中小企業者、関係団体等及び市民の相互の連携が促進されること。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、中小企業の活性化に関する施策を、関係する部局の有機的な連携の下に、総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。</p> <p>2 市は、国、関係地方公共団体、中小企業者及び関係団体等との緊密な連携を図り、中小企業の活性化に関する施策を効果的に実施するものとする。</p> <p>3 市は、中小企業の活性化に関する施策について、中小企業者、関係団体等及び市民からの理解と協力を得るため、広報活動を行うよう努めるものとする。</p> <p>(中小企業者の役割)</p> <p>第5条 中小企業者は、自主的に経営の改善及び向上を図るよう努めるものとする。</p> <p>2 中小企業者は、中小企業に関する団体に加入すること等により、中小企業に関する団体との連携に努めるものとする。</p> <p>3 中小企業者は、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>(中小企業に関する団体の役割)</p> <p>第6条 中小企業に関する団体は、中小企業者の経営の改善及び向上の支援に積極的に取り組むものとする。</p> <p>2 中小企業に関する団体は、自らその運営の状況を明らかにして中小企業者及び大企業者が加入しやすい状況をつくること等により、これらの者との連携に努めるものとする。</p> <p>3 中小企業に関する団体は、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>(大企業者の役割)</p> <p>第7条 大企業者は、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>2 大企業者は、中小企業に関する団体に加入すること等により、中小企業に関する団体との連携に努めるものとする。</p> <p>(大学等の役割)</p> <p>第8条 大学等は、人材の育成並びに研究及びその成果の普及を通じて、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>(金融機関の役割)</p> <p>第9条 金融機関は、中小企業者が経営の改善及び向上に取り組むことができるよう、中小企業者の事業内容に応じた資金の貸付並びに経営に関する相談及び助言を通じて、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p> |
| <p>目的、定義、基本理念</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、中小企業の活性化に関し、基本理念を定め、並びに市の責務並びに中小企業者、関係団体等及び市民の役割を明らかにするとともに、中小企業の活性化に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の活性化を総合的かつ計画的に推進し、もって市内経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当する者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。</p> <p>(2) 大企業者 中小企業者以外の事業者(会社又は個人に限る。)で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。</p> <p>(3) 大学等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に</p> | <p>各主体の責務・役割</p> |

| | | | |
|---|--|--|---|
| | <p>(市民の役割)</p> <p>第10条 市民は、中小企業の活性化が市内経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを理解し、中小企業の活性化に協力するよう努めるものとする。</p> | | <p>(人材の確保及び育成)</p> <p>第17条 市は、事業の展開に必要な人材の確保が困難であることが多い中小企業者の事情を踏まえ、次に掲げる施策その他の必要な施策の推進を図らなければならない。</p> <p>(1) 若者、女性、高齢者等の就業を希望する者に応じた就業の支援</p> <p>(2) 青少年の職業についての基礎的な知識及び勤労を重んずる態度を養うことに資する職業を体験する機会の提供</p> |
| 計 画 | <p>(産業の振興に関する計画)</p> <p>第11条 市長は、中小企業の活性化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市長が策定する産業の振興に関する計画に、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 中小企業の活性化に関する基本方針及び総合的かつ長期的な目標</p> <p>(2) 中小企業の活性化に関する基本的施策</p> <p>(3) その他中小企業の活性化に関する施策を推進するために必要な事項</p> <p>2 前項各号に掲げる事項を定めるに当たっては、地域の特性を考慮するものとする。</p> <p>3 第1項各号に掲げる事項を定めるに当たっては、中小企業者、中小企業に関する団体その他の関係者の意見を聴くための必要な措置を講ずるものとする。</p> | | <p>(海外市場の開拓等の促進)</p> <p>第18条 市は、中小企業者が行う海外市場の開拓等を促進するため、当該開拓等に資する情報の提供及び相談その他の必要な施策の推進を図らなければならない。</p> |
| 中 小 企 業 活 性 化 施 策 の 8 つ の 柱 と 施 策 に お け る 考 慮 | <p>(創業、経営の革新等の促進)</p> <p>第12条 市は、創業及び中小企業者の経営の革新(中小企業基本法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。)その他経営の向上への意欲的な取組を促進するため、次に掲げる施策その他の必要な施策の推進を図らなければならない。</p> <p>(1) 創業しやすい環境の整備</p> <p>(2) 中小企業者の経営の革新に関する情報の提供</p> <p>(3) 中小企業者の技術の向上に関する支援</p> <p>(4) 中小企業者が新たに開発した製品及び技術の販路の拡大に関する支援</p> | | <p>(受注機会の増大等)</p> <p>第19条 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等(以下「工事の発注等」という。)に当たっては、予算の適正な使用並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、工事の発注等の対象を適切に分離し、又は分割すること等により、中小企業者(市内に主たる事務所又は事業所を有するものに限る。以下この条において同じ。)の受注の機会の増大を図るよう努めるものとする。</p> <p>2 市は、工事の発注等に当たっては、予算の適正な使用並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、中小企業者の社会貢献の取組の状況についてしん酌するよう努めるものとする。</p> <p>3 市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の第3項に規定する指定管理者の指定に当たっては、予算の適正な使用並びに透明かつ公正な選定手続及び当該公の施設の効果的な管理の確保に留意しつつ、中小企業者の参入の機会の増大を図るよう努めるものとする。</p> |
| | <p>(連携の促進)</p> <p>第13条 市は、中小企業者と大企業者との知的財産その他の経営資源(中小企業基本法第2条第4項に規定する経営資源をいう。以下同じ。)に係る連携を促進するため、当該連携の機会の提供その他の必要な施策の推進を図らなければならない。</p> | | <p>(施策における考慮)</p> <p>第20条 市は、市が行う他の施策の推進においても、当該施策が中小企業の活性化に及ぼす影響について考慮するよう努めるものとする。</p> |
| | <p>(研究及び開発の支援)</p> <p>第14条 市は、大企業者及び大学等における専門的知識を有する人材及び高度な技術を中小企業者が活用することを促進するため、中小企業者と大企業者又は大学等との連携による研究及び製品開発の取組の支援その他の必要な施策の推進を図らなければならない。</p> | | <p>(調査及び研究)</p> <p>第21条 市は、中小企業の活性化に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。</p> |
| | <p>(経営基盤の強化及び小規模企業者の事情の考慮)</p> <p>第15条 市は、中小企業者の経営基盤の強化に資するため、次に掲げる施策その他の必要な施策の推進を図らなければならない。</p> <p>(1) 経営資源の確保に関する相談</p> <p>(2) 中小企業者に対する資金の円滑な供給の促進</p> <p>2 市は、前項の施策の推進に当たっては、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者(中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。)の事情を考慮するものとする。</p> | | <p>(施策の検証等)</p> <p>第22条 市長は、中小企業の活性化に関する施策の実施状況について、川崎市産業振興協議会の意見を聴いて検証するとともに、その検証の結果を当該施策に適切に反映させるよう努めるものとする。</p> |
| | <p>(地域の活性化の促進)</p> <p>第16条 市は、地域の活性化が中小企業の活性化に資することを踏まえ、次に掲げる施策その他の必要な施策の推進を図らなければならない。</p> <p>(1) 地域の特性を生かした新たな事業の創出の支援</p> <p>(2) 地域における経済活動の拠点の形成の促進</p> | | <p>(実施状況の公表)</p> <p>第23条 市長は、毎年度、中小企業の活性化に関する施策の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。</p> |
| | <p>調査研究、 施策検証、 公表、 財政措置</p> <p>(財政上の措置)</p> <p>第24条 市は、中小企業の活性化を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>附 則 この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p> | | |

3 川崎市産業振興プラン立案にあたってのアンケート調査概要

「平成26年経済センサス基礎調査」のデータを基に全産業分野の市内全事業所（約42,000事業所）から無作為に約1割を抽出し、経営状況や事業展望等を調査するアンケート調査を実施

調査方法：調査票の郵送によるアンケート調査

調査対象：市内の事業所4,918件（無作為抽出）

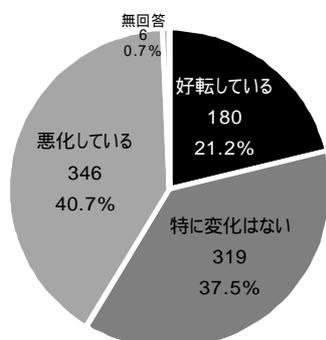
調査期間：2017（平成29）年6月中旬から下旬

回答状況：有効回答851件

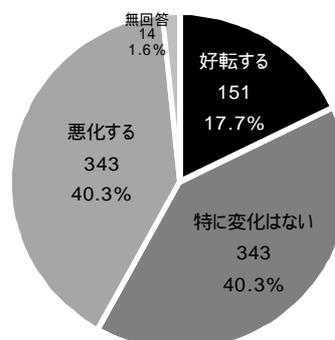
| 産業大分類 | 回答件数 | 発送件数 | 回答率 |
|---------------------|------|-------|-------|
| A 農業、林業 | 3 | 12 | 25.0% |
| C 鉱業、採石業、砂利採取業 | 0 | 1 | 0.0% |
| D 建設業 | 91 | 468 | 19.4% |
| E 製造業 | 138 | 455 | 30.3% |
| F 電気・ガス・熱供給・水道業 | 1 | 11 | 9.1% |
| G 情報通信業 | 25 | 99 | 25.3% |
| H 運輸業、郵便業 | 32 | 162 | 19.8% |
| I 卸売業、小売業 | 138 | 1,060 | 13.0% |
| J 金融業、保険業 | 14 | 74 | 18.9% |
| K 不動産業、物品賃貸業 | 71 | 502 | 14.1% |
| L 学術研究、専門・技術サービス業 | 42 | 212 | 19.8% |
| M 宿泊業、飲食サービス業 | 75 | 672 | 11.2% |
| N 生活関連サービス業、娯楽業 | 58 | 385 | 15.1% |
| O 教育、学習支援業 | 25 | 158 | 15.8% |
| P 医療、福祉 | 85 | 429 | 19.8% |
| Q 複合サービス事業 | 9 | 20 | 45.0% |
| R サービス業（他に分類されないもの） | 35 | 198 | 17.7% |
| 不明 | 9 | | |
| 合計 | 851 | 4,918 | 17.3% |

・3年前と比較した経営状況、今後の経営展望は「特に変化はない」とみる事業者、「悪化」とみる事業者がそれぞれ約4割

【3年前と比較した現在の経営状況】n=851

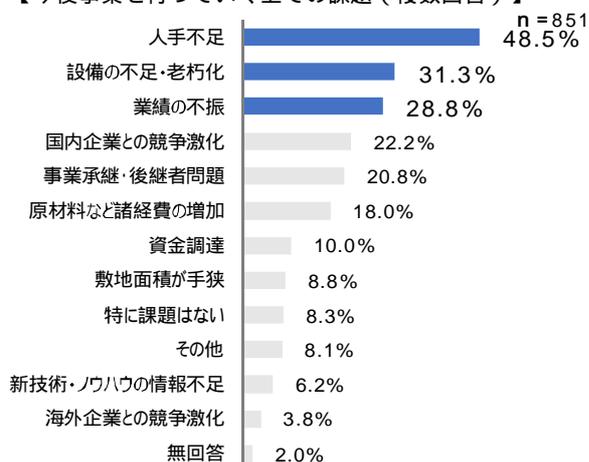


【今後5年間の経営展望】n=851

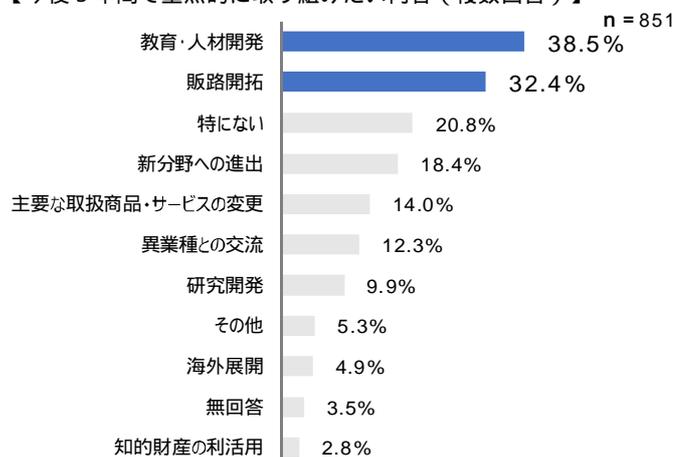


・人材不足を課題とする事業者が約5割、さらに今後の重点的な取組として約4割が教育・人材開発と回答

【今後事業を行っていく上での課題（複数回答）】

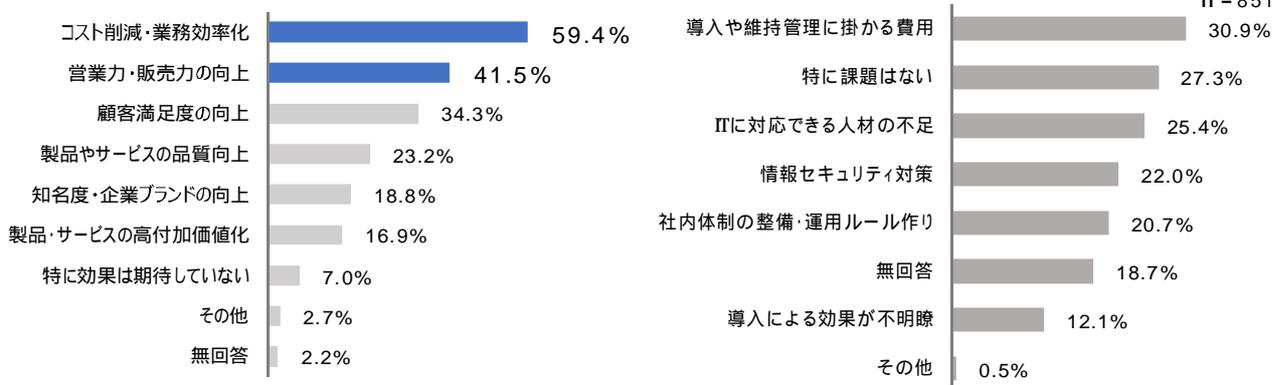


【今後5年間で重点的に取り組みたい内容（複数回答）】



- ・ICT機器の導入を検討している事業者は、コスト削減・業務効率化や、営業力・販売力の向上を期待して取組を進めている割合が高い
- ・今後のICT機器導入には、コスト面や人材面を課題と考えている事業者が約3割

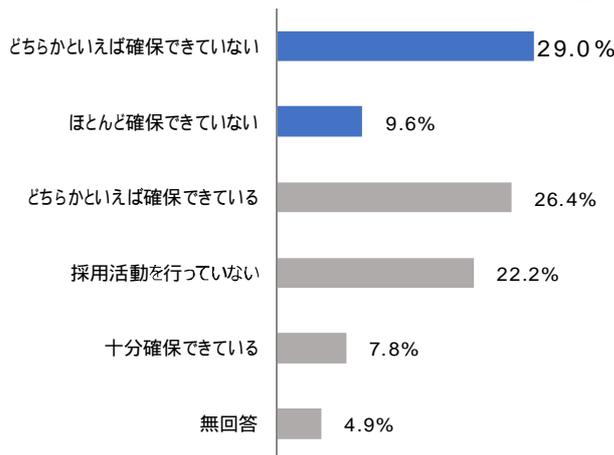
【ICT機器の導入効果として期待すること（導入予定の企業のみ 回答、複数回答）】 n = 414 【今後のICT機器導入で課題となること（複数回答）】 n = 851



- ・人材確保の状況は、「ほとんどできていない」、「どちらかといえばできていない」事業者があわせて約4割
- ・人材確保上の課題として、採用条件に合う人材が不足しているとの認識を持っている事業者が約4割

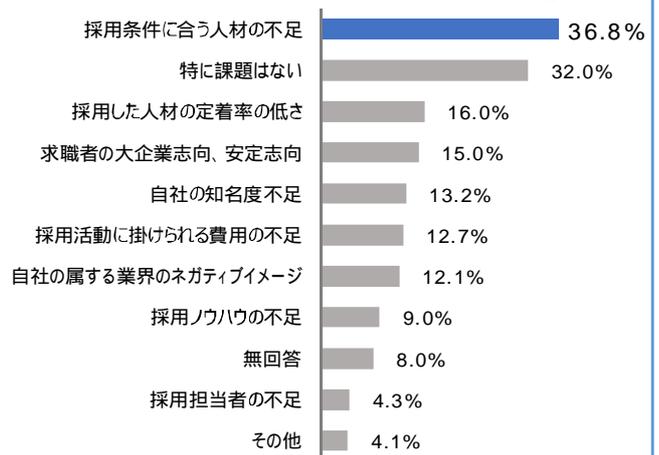
【人材確保の状況】

n = 851



【人材確保上の課題（複数回答）】

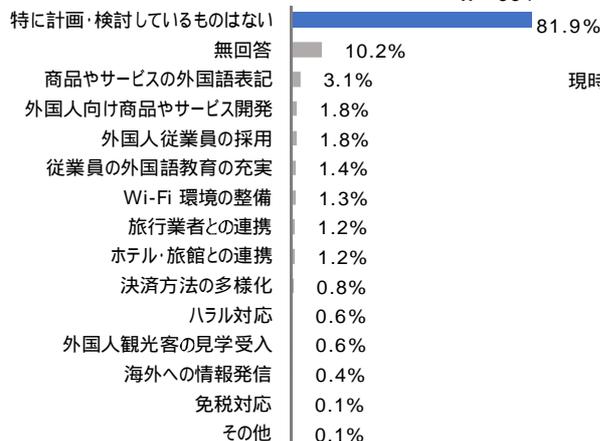
n = 851



- ・現状の外国人観光客向けの取組は、特に実施していない事業者が8割超
- ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組は、「特に取り組む予定はない」、「無回答」以外の事業所（約3割）が何らかの取組を志向

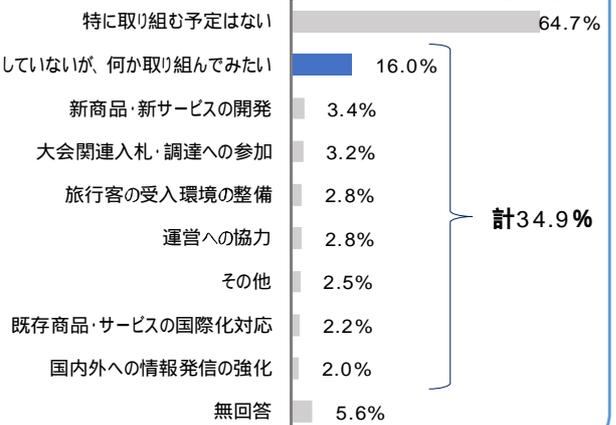
【外国人観光客向けに実施している取組（複数回答）】

n = 851



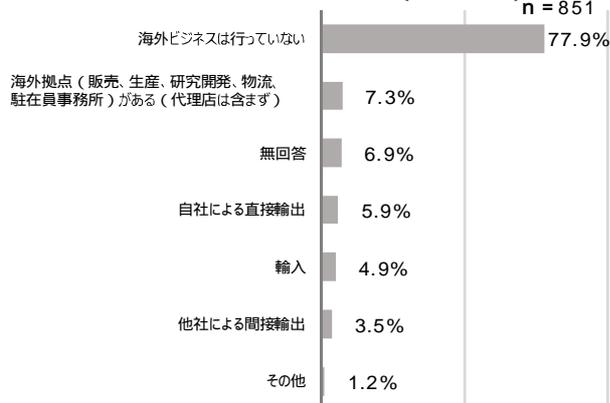
【東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたビジネス上の取組（複数回答）】

n = 851

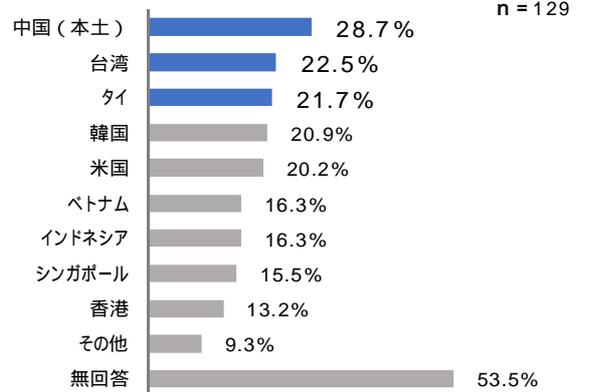


- ・海外ビジネスにすでに取り組んでいる事業者は約2割であり、中国、韓国、タイ、米国が相手先上位
- ・今後の進出検討国はベトナムが上位となり、中国（本土）は低位
- ・海外ビジネス展開にあたっての課題は、ビジネスパートナーの確保、人材・労働力の確保等が上位

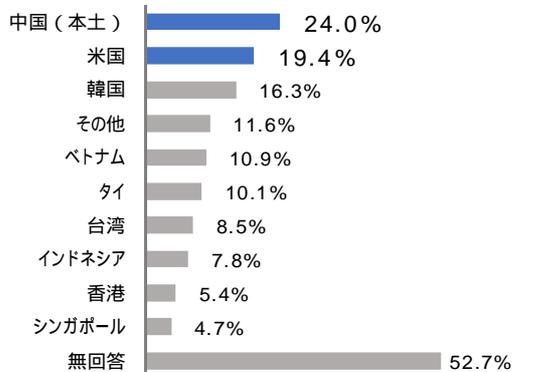
【海外ビジネスの取組状況】（複数回答）



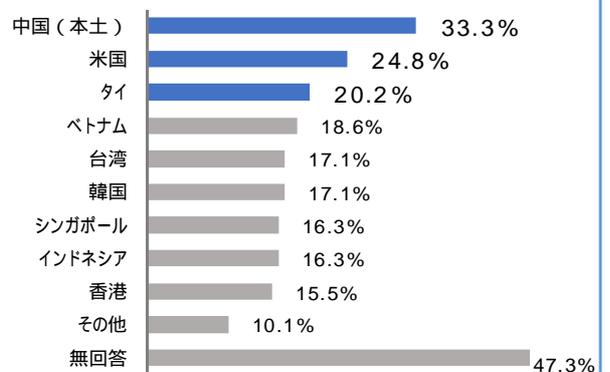
【海外ビジネスに取り組んでいる場合の輸出相手先】（複数回答）



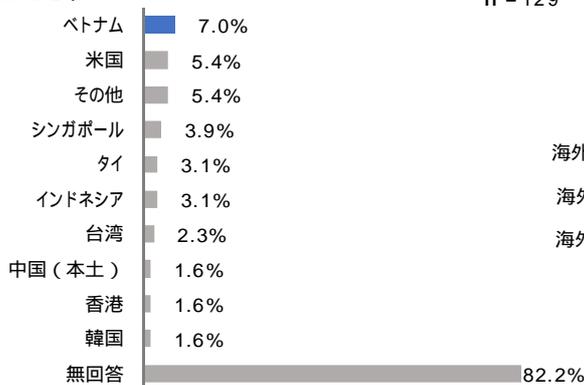
【海外ビジネスに取り組んでいる場合の輸入相手先】（複数回答）



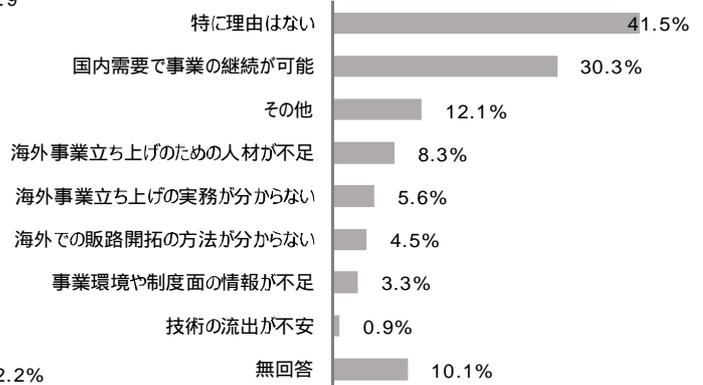
【海外ビジネスに取り組んでいる場合の海外拠点設置国】（複数回答）



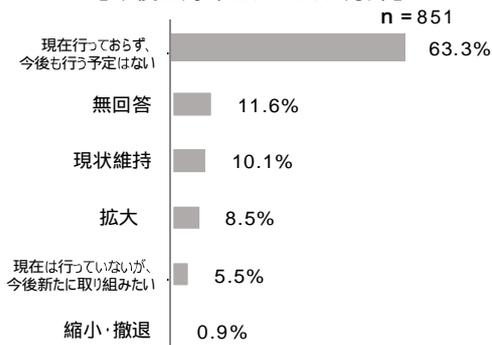
【海外ビジネスに取り組んでいる場合の今後の進出検討国】（複数回答）



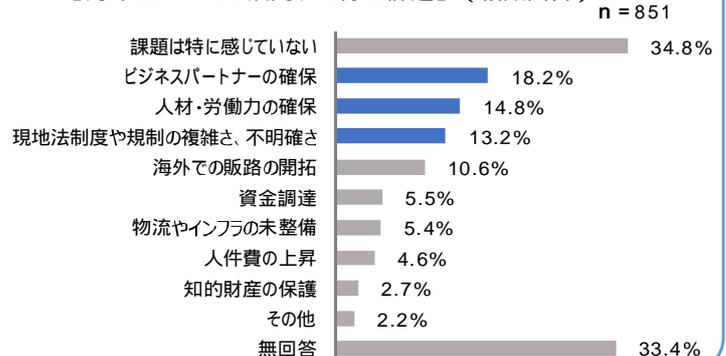
【海外ビジネスに取り組んでいない場合の理由】（複数回答）



【今後の海外ビジネスの方針】

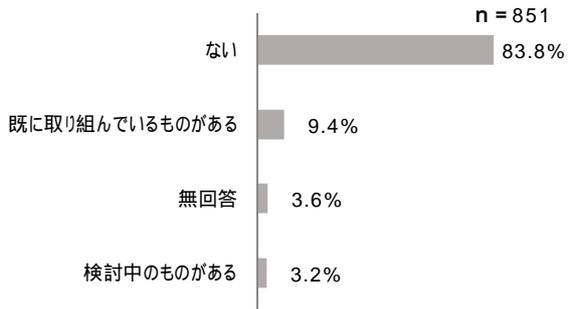


【海外ビジネスを展開する際の課題】（複数回答）

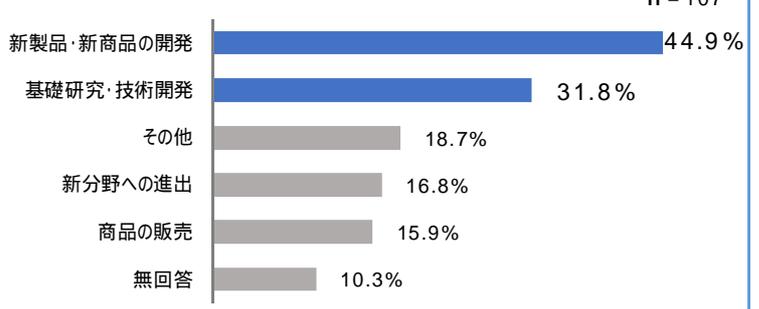


- ・現状では産学連携や異業種連携等に取り組む事業者は1割程度
- ・連携の目的は新製品等の開発や、技術開発等が上位

【現在の他の企業や大学等との連携状況】

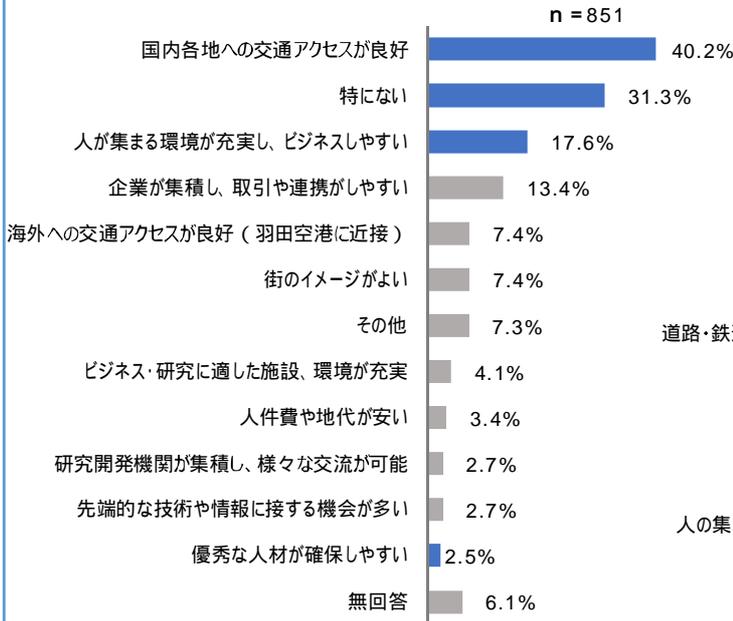


【現在連携を行っている場合の連携内容（複数回答）】

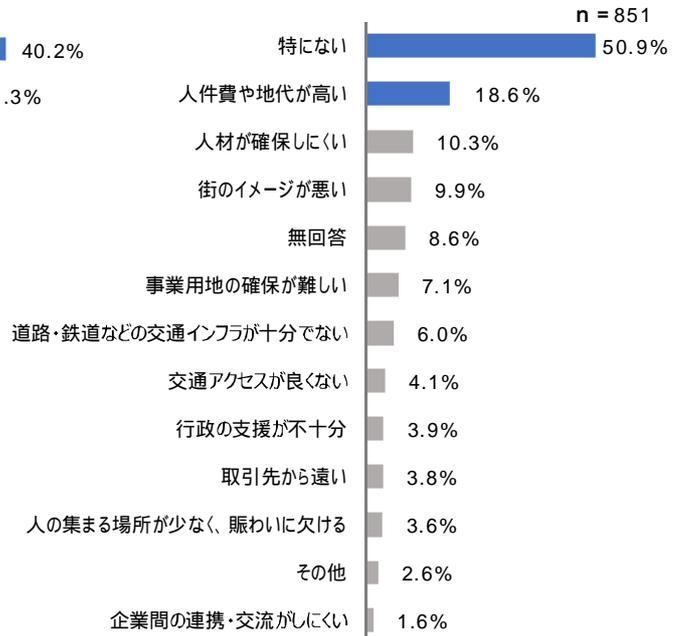


- ・本市への立地メリットは良好な国内への交通アクセスや企業集積が上位
- ・デメリットは特にないと回答が大半だが、人件費・地代の高さが比較的高い回答

【川崎市に立地するメリット（複数回答）】

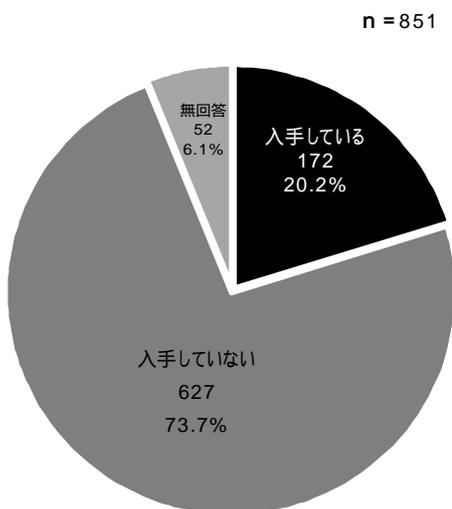


【川崎市に立地するデメリット（複数回答）】

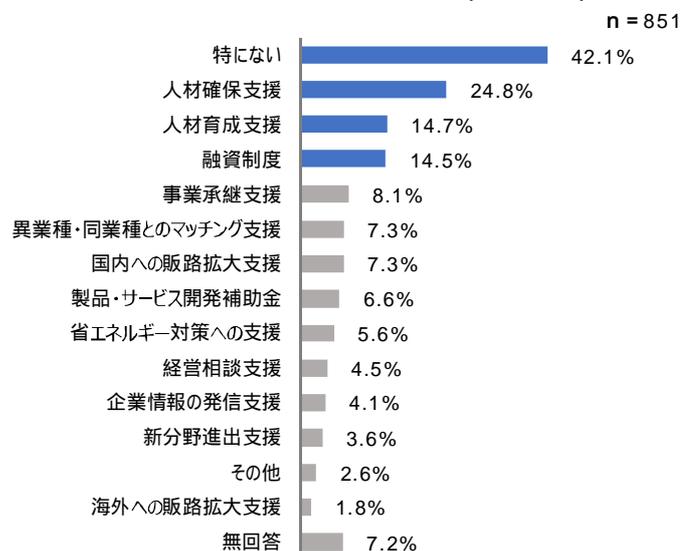


- ・7割超の事業者が市の施策の情報を入手していない状況
- ・市に期待する施策は、人材確保・育成や融資が上位である一方、特にない事業者が4割超

【市の産業振興施策に関する情報の入手状況】



【市に対して期待する産業振興施策（複数回答）】



4 用語集

かわさき産業振興プラン第2期実行プログラムにおける用語等の意味は以下のとおりです。

あ行

- アフターコンベンション
会議や展示会、イベント後の催しや懇親会のこと。
- イノベーション
新市場や新製品、新技術の開発やビジネスモデル等の革新を図ること。
- インキュベーションスペース
起業家の育成や、新しいビジネスを支援する施設。
- インキュベーター
起業家の育成や、新しいビジネスを支援する機関。
- ウェルフェアイノベーション
産業と福祉の融合により新たな活力と社会的価値の創造を図る取組。
- 技術シーズ
研究開発や新製品・事業を創出する上で必要となる技術。
- 規制のサンドボックス
現行法の規制を一時的に止めて特区内で新技術を実証できる制度。ドローン飛行や自動運転といった先端技術の実証実験を円滑に進めることが可能。
- 技能人材
ものづくり等に必要と高度な技術を有する人材のこと。
- キャリアサポートかわさき
就職相談、職業紹介、就職活動に役立つセミナーの開催など、川崎市が設置する就職に関する総合相談窓口。
- キングスカイフロント
世界的な成長が見込まれるライフサイエンス・環境分野を中心に、世界最高水準の研究開発から新産業を創出するオープンイノベーション拠点。「キング(King)」は、「Kawasaki INnovation Gateway」の頭文字と「殿町」の地名に由来。

か行

- かながわサイエンスパーク(KSP)
都心から約20分圏内という好アクセス、先端企業や研究機関等の高度集積エリアに立地する、日本初・都市型サイエンスパーク。
- かわさきマイスター
極めて優れた技能を持ち、他の技能者の模範と認められる方々を市内最高峰の匠として川崎市長が認定するもの。
- かわさき水ビジネスネットワーク
水ビジネスを通じて世界の環境改善に貢献していくため、民間企業の技術・製品・ノウハウと、川崎市の上下水道分野における事業運営の技術・ノウハウとの連携を図り、関係省庁、団体の協力の下、水ビジネスを推進するプラットフォーム。
- 環境調和型まちづくり(エコタウン)
地域の産業蓄積などを活かした環境産業の振興、地域の独自性を踏まえた廃棄物の抑制を通じた資源循環型経済社会の構築を目指す取組。
- クラスタ(産業クラスター)
クラスターは英語で「群れ」「(ぶどうの)房」などの意味。産業クラスターは、ぶどうの房のように企業、大学、研究機関、自治体などが集積し、産学連携、産産・異業種連携の広域的なネットワークを形成し、地域が中心となって新産業・新事業が創出される状態。
- グリーンイノベーション
環境技術・環境産業を活かしたサステナブル・シティ(持続可能な都市)の創造に向けた取組。
- グリーンイノベーションクラスター
産学官民の連携による環境改善の取組を通じ、産業振興と国際貢献を推進して新たな社会の形成を目指すネットワーク。

- コーディネーター
産業振興において、市内企業の事業化、ビジネスマッチング、海外展開等を支援、調整する役割を果たす機関や人物を指す。
- コネクションズかわさき（かわさき若者サポートステーション）
若年者の職業的自立支援を行う国の事業である「地域若者サポートステーション事業」に、心理カウンセリングや職場体験など本市の独自事業を加え、「コネクションズかわさき」として総合的な支援を行う施設。

さ行

- 産業観光
「歴史的・文化的価値のある産業文化財（古い機械器具、工場遺構などのいわゆる産業遺産）、生産現場（工場、工房等）及び産業製品を観光資源とし、それらを通じてもものづくりの心にふれるとともに、人的交流を促進する観光活動のこと。
 - シードファンド
創業間もない企業に対して投資することを目的とした投資家などのこと。
 - シェアリングエコノミー
個人が保有する遊休資産（スキルのような無形のものも含む）の貸出しを仲介するサービス。
 - 資源循環型生産活動
生産活動において、製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分する一連の活動のこと。
 - 質量校正
川崎市計量検査所の保有する実用基準分銅を、国立研究開発法人産業技術総合研究所から承認を得ている、川崎市計量検査所質量標準管理マニュアル内の質量標準管理要綱・質量標準管理細則に基づき、国の基準となる分銅と重さのレベルを合わせる業務。
 - 指定定期検査機関
計量法第20条の規定に基づき、定期検査機関の指定を受け、都道府県知事又は特
- 定市町村に代わり、特定計量の定期検査を行う機関。
 - シビックプライド
都市に対する市民の誇りや愛着を意味する言葉。
 - 市民農園
市民がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のこと。
 - 食農教育
農畜産物が「いのち」を育み、成長していく過程を大切にしながら、「食」への関心・興味を高め、「食」の大切さ、「食」を支える「農」の役割、地域の食文化などに対する理解を広げ深める教育のこと。
 - 新川崎・創造のもり
産業界、大学、行政及び市民の連携により、未来を支える科学・技術や新しい産業の創造と次代を担う子どもたちが科学・技術への夢を育む場づくりを目指す研究開発拠点。「K²（ケイスクエア）タウンキャンパス」、「KBIC（ケービック）」、「ナノ・マイクロ産学官共同研究施設NANO BIC（ナノビック）」の3つの施設が立地。2019（平成31）年1月には新たな産学交流・研究開発施設「AIRBIC（エアビック）」もオープン予定。
 - 水素サプライチェーン
水素の「製造、貯蔵、輸送、利用」までの一連の流れ。
 - 水素スマートグリッド
水素を供給側・需要側の両方から制御し、最適利用するネットワークのことで、水素を社会インフラとして利用していくこと。
 - スーパーメガリージョン
リニア中央新幹線等により、三大都市圏（首都圏、中京圏、近畿圏）が一体化することを意味する言葉。
 - スtockマネジメント
既存の建築物等を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法のこと。

- スマートメーター
情報通信機能を持ったメーター。
- 3Dプリンタ
立体物をデータを基に樹脂等を加工して造詣する機械・装置。
- 生産緑地
都市部の良好な生活環境の保全などを目的として、市街化区域内の農地を対象に一定の要件の下、指定されるもの。これにより一定期間の営農義務が生じるが、税制面での特典を受けられる。
- 世界金融危機
米国のサブプライムローン(低所得者向け住宅ローン)問題を発端とした住宅バブル崩壊から 2008(平成 20)年のリーマンショックなどを含む一連の国際的な金融不安。
- ゼロエミッション
生産、消費活動等で発生する廃棄物をゼロにしようとするしくみ、考え方のこと。
- ソーシャルビジネス(SB)
環境保護、高齢者・障がい者の介護・福祉から、子育て支援、まちづくり、観光等に至るまで、多種多様な地域社会の課題解決に向けて、住民、NPO、企業など、様々な主体が協力しながらビジネスの手法を活用して取り組むこと。

た行

- 第4次産業革命
あらゆるモノがインターネットにつながり、そこで蓄積される様々なデータを人工知能などを使って解析し、新たな製品・サービスの開発につなげる動きのこと。
- 地域包括ケア
高齢者をはじめ誰もが、住み慣れた地域や自らが望む場で暮らし続けることができるよう、地域において「介護・リハビリテーション」「医療・看護」「保健・予防」「福祉・生活支援」などの必要なサービスが必要な方に提供されるための仕組み。
- 低未利用地
適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されて

いない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度(利用頻度、整備水準、管理状況など)が低い「低利用地」の総称。

- 適正計量管理事業所
国家資格を持つ計量士による定期的な計量器の検査や従業員等への計量管理の指導、量目の検査など、適正な計量管理が行われていると経済産業大臣又は都道府県知事が認め、指定した事業所。
- デジタルコンテンツ
コンピュータ等のデジタル機器で再生できる文章、画像、動画などの情報。
- 同一労働同一賃金
同一の仕事に従事する労働者は同一の賃金が支払われるべきだという概念。
- 都市農業
市街地やその周辺で行われる農業。
- 認定農業者
農業経営基盤強化促進法に基づいて、自主的に農業経営改善計画を作成し、市町村から認定を受けた農業者で、地域の中核農業者として期待される。

は行

- パラムーブメント(かわさきパラムーブメント)
障害のあるなしに関わらず、誰もが暮らしやすい社会環境づくりを進めるための取組の総称。
- ビジネスマッチング
企業の事業活動のためにパートナーを探したり、紹介を行ったりする支援。
- ビッグデータ
大容量かつ多様なデータの集合を意味する言葉。
- フィジビリティ・スタディ(FS)
プロジェクトの実現可能性を事前に調査・検討すること。
- プラットフォーム
物事を行うための基礎となる仕組みを意味する言葉。

- ベンチャー企業
革新的なアイデアや技術を基に、新たな製品・サービスやビジネスモデルを展開する企業。

ま行

- まちゼミ
商店街の店主などが講師となり、プロだからこそ持っている専門的な知識や技術、ノウハウなどを地域住民に提供することを通じ、商店街のお店を知っていただくきっかけづくりを目的としたイベント。
- 街バル
商店街でお店自慢の品とドリンクを楽しみながらいくつものお店をハシゴし、食べ歩き・飲み歩きすることを通じ、商店街のお店を知っていただくきっかけづくりを目的としたイベント。
- 未来投資戦略 2017
必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かく対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き生きと快適に暮らすことのできる社会「Society5.0」の実現を目指した政府の施策。
- 未利用エネルギー
地下鉄や地下街の冷暖房排熱、外気温との温度差がある河川や下水、雪氷熱など、有効に利用できる可能性があるにもかかわらず、これまで利用されてこなかったエネルギーの総称。

や行

- 有効求人倍率
有効求職者数(前月から繰り越された求職者数とその月の新規求職者数の合計)に対する有効求人数(前月から繰り越された求人数とその月の新規求人数の合計)の割合で、雇用動向を示す指標。

ら行

- ライフサイエンス
生物が営む生命現象の複雑かつ精緻なメカニズムを解明することで、その成果を医療・創薬の飛躍的な発展や、食料・環境問題の解決など、国民生活の向上及び

国民経済の発展に大きく寄与するものとして注目を浴びている分野。

- リーマンショック
米国の投資銀行リーマン・ブラザーズ・ホールディングスの経営破たんを発端に発生した国際的な金融不安のこと。
- レガシー効果
各種施設やインフラの整備、スポーツ振興など、オリンピック・パラリンピックの開催を契機とした社会への持続的なポジティブな影響を意味する言葉。
- 6次産業化
地域ごとの資源を活かして、農林漁業者が生産・加工・流通販売を一体化することや、2次産業・3次産業と連携して新しいビジネスの展開や営業形態を創り出すこと。生産部門(1次産業)の「1」、加工部門(2次産業)の「2」、流通販売部門(3次産業)の「3」を掛けると6になることから、6次産業化といわれている。

わ行

- ワークライフバランス
仕事と生活の調和を図ること。

A B C

- A I
「Artificial Intelligence」の略で、人工知能を意味する言葉。
- C A D / C A M
コンピュータを利用し、設計・生産を一貫して行う技法。C A D (Computer Aided Design)はコンピュータ援用設計、C A M (Computer Aided Manufacturing)はコンピュータ援用製造の意味。
- D I
「Diffusion Index」の略で、企業の業況感や設備、雇用人員の過不足などの各種判断を指数化したもの。
- Fintech
Finance(金融)と Technology(技術)を掛け合わせた言葉。あらゆるものをインターネットとつなげる I o T (Internet of Things)、膨大な情報(ビッグデータ)の処理・分析、A I (人工知能)、ブロックチ

ェーンといった先端技術を使い、爆発的に普及したスマートフォンやタブレット端末等を通じて、これまでにない革新的な金融サービスが生み出される動きを捉えようとする言葉。

➤ G A P

「Good Agricultural Practice」の略で、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組。

➤ G D P

「Gross Domestic Product」の略で、国内総生産のこと。一定の期間内における国内で新たに生み出された付加価値の総額を指す。

➤ I C T

「Information and Communication Technology」の略で、情報通信技術を意味する言葉。

➤ I o T

「Internet of Things」の略で、これまではパソコンやプリンタ等のIT関連機器が接続されていたインターネット上に家電や車など様々なモノが接続することを意味する言葉。

➤ M I C E

企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行(インセンティブ旅行)(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議(Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

➤ S N S

「Social Networking Service」の略で、インターネット上で友人を紹介し合い、新たな友人関係を広げることを目的としたコミュニケーション・サービス。

➤ Society5.0

必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違い

を乗り越え、生き活きと快適に暮らすことのできる社会のこと。

➤ V C (ベンチャーキャピタル)

成長性の高いベンチャー企業が発行する株式への投資などによって資金を提供する企業または機関のこと。株式の上場による値上がり益を主たる収益源とする。

かわさき産業振興プラン 第2期実行プログラム

問い合わせ 川崎市経済労働局産業政策部企画課
〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町 11-2
川崎フロンティアビル 10階
電話 044-200-2332 FAX 044-200-3920
E-mail 28kikaku@city.kawasaki.jp

「かわさき産業振興プラン」第 2 期実行プログラム（案）に対する 意見募集の実施結果について

1 概要

本市では、産業振興の指針として計画期間を 10 年間（2016（平成 28）年度～2025（平成 37）年度）とする「かわさき産業振興プラン」を平成 28 年 2 月に策定し、産業振興に取り組んでまいりました。

プランに基づく具体的な施策を定めた第 1 期実行プログラムの計画期間（2016（平成 28）年度～2017（平成 29）年度の 2 年間）が終了するとともに、2018（平成 30）年度からスタートする「総合計画」の第 2 期実施計画の分野別計画としての整合を図るため、2018（平成 30）年度から 2021（平成 33）年度までの 4 年間の計画期間とする「かわさき産業振興プラン」第 2 期実行プログラム（案）を取りまとめ、広く市民の皆様の御意見を募集いたしました。

その結果、7 通（意見総数 20 件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容と御意見に対する本市の考え方を、次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

| | |
|---------|--|
| 題 名 | 「かわさき産業振興プラン」第 2 期実行プログラム（案）に関する意見募集について |
| 意見の募集 | 平成 29 年 11 月 27 日（月）から平成 30 年 1 月 5 日（金）まで |
| 意見の提出方法 | 電子メール、F A X、郵送、持参 |
| 募集の周知方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市政だより（12 月 1 日号掲載） ・ 市ホームページ ・ 産業情報かわさき（12 月号掲載） ・ かわさき労働情報（12 月号掲載） ・ 「ビジネスサポートかわさき」ほかメールマガジン ・ かわさき情報プラザ、各区役所及び経済労働局産業政策部企画課での資料設置 ・ 関係団体等への出前説明 等 |

3 結果の概要

| | | |
|------------|--------|-----------|
| 意見提出数（意見数） | | 7 通（20 件） |
| （内訳） | 電子メール | 2 通（6 件） |
| | ファクシミリ | 2 通（5 件） |
| | 郵送 | 0 通 |
| | 持参 | 3 通（9 件） |

4 御意見の内容と対応

施策の情報発信の強化に関する御意見や、起業・創業支援の充実、中小企業の事業承継支援の充実、商店街と連携した取組の推進等に関する御意見などがありました。

いただいた御意見は、プラン（案）の趣旨に沿った意見、今後の施策・事業の推進にあたり参考としていく御意見のほか、内容を充実させる御意見があったことから、一部の御意見を反映し「かわさき産業振興プラン」第2期実行プログラムを策定します。

なお、御意見の反映については、第1期実行プログラムでの成果として川崎市商店街連合会との連携により実施した「サンクスフェア2」等に関する記述を追加したほか、第2期実行プログラムでの取組として起業・創業支援のワンストップ拠点の設置に関する記述や、川崎商工会議所・川崎信用金庫・川崎市産業振興財団との4者協定の締結を踏まえた事業承継支援の取組の推進に関する記述等の追加を行いました。

【御意見に対する対応区分】

- A：御意見を踏まえ、プラン（案）に反映させたもの
- B：御意見の趣旨が（案）に沿った意見であり、取組を推進するもの
- C：今後の施策を推進する中で、参考とするもの
- D：（案）に関する質問・要望の御意見であり、（案）の内容を説明するもの
- E：その他

【御意見の件数と対応区分】

| 項目 | A | B | C | D | E | 計 |
|--------------------------------------|---|----|---|---|---|----|
| 1. 第2期実行プログラムの基本的考え方に関わること | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 2. 「第3章 第1期実行プログラムに基づく主な取組の成果」に関わること | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 3. 「第5章 第2期実行プログラム」に関わること | 3 | 8 | 1 | 4 | 0 | 16 |
| 合計 | 4 | 11 | 1 | 4 | 0 | 20 |

5 具体的な御意見の内容と市の考え方

1. 第2期実行プログラムの基本的考え方に関わること（意見数3件）

| No. | 御意見の趣旨 | 御意見に対する本市の考え方 | 区分 |
|-----|---|--|----|
| 1 | <p>アンケート調査において、「東京2020オリパラに向けた取組」の問いに対し、特に取り組む予定がないとの回答が多かったようだが、5つの視点の一つとして進めていく以上は業種的な関わりとして難しいのか関わり方が難しいのか問題点を調査し、政策としてより多くの事業所が関われるようにする必要がある。</p> | <p>世界が注目する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は、国内外から多くの旅行者を迎え入れることによる観光産業や商業の振興に加え、ウェルフェアイノベーションの取組や、市内ものづくり企業の高い技術力の情報発信を行う好機となるなど、市内の様々な業種において、産業の活性化の機会となると考えております。</p> <p>アンケート調査の結果では、特に取り組む予定はないとの回答が約60%である一方、現時点では検討していないが、何か取り組んでみたいとの回答が約20%となっています。</p> <p>東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が幅広い業種の市内企業等の新たな飛躍の好機となるよう、業種ごとの特性等を踏まえ、施策を推進してまいります。</p> | B |
| 2 | <p>企業活動を多面的に支援する取組が展開されているが、中小・小規模企業レベルでは膨大な支援情報から自分の課題に沿った支援策が把握できず、人的繋がりでも入手しているケースが多いと聞く。欲しい情報に的確に行き着くことができる情報提供のあり方やコンサルティングサービスについても期待されるところが大きい。</p> <p>（同様の意見ほか1件）</p> | <p>かわさき産業振興プラン第2期実行プログラムの策定にあたって実施した、市内企業事業所を対象とする経営状況等に関するアンケート調査の結果等からも、各施策の情報発信の強化、改善が必要であるとと考えております。</p> <p>第4章の「第2期実行プログラムの基本的考え方」において、SNSの活用や関係機関との連携等による情報発信の改善等についてお示ししているとおり、施策の効果的な情報発信を図ってまいります。</p> | B |

2. 「第3章 第1期実行プログラムに基づく主な取組の成果」に関わること(意見数1件)

| No. | 御意見の趣旨 | 御意見に対する本市の考え方 | 区分 |
|-----|--|---|----|
| 1 | <p>P58「3 - 2 魅力と活力のある商業地域の形成」のうち商業の振興に関して</p> <p>食の安全知識普及事業 (H25 年 ~ 28 年)</p> <p>地域商業イベント連携被災地応援フェア事業 (H28 年)</p> <p>川崎プレミアム商品券取扱推進事業 (H27 年)</p> <p>消費喚起事業 (サンクスフェア 2)(H28 年)</p> <p>の記述がないことから、追記すべきだ。</p> | <p>御意見を踏まえ、「第3章 第1期実行プログラムに基づく主な取組の成果」において、計画期間の2016(平成28)年度から2017(平成29)年度の取組について、「食の安全知識普及事業」の記述を p55 に、「サンクスフェア2」の記述等を p59 に追加しました。</p> | A |

3. 「第5章 第2期実行プログラム」に関わること(意見数16件)

| No. | 御意見の趣旨 | 御意見に対する本市の考え方 | 区分 |
|-----|--|--|----|
| 1 | <p>新事業創出から上市に至るハードルを越えていくにあたり、複数の施策・事業をうまく組み合わせることで、事業段階横断的で継ぎ目のないシームレスな支援体制を整えることも必要である。そのためには、地域内の各種リソースに熟知したキーマンの存在が不可欠であり、キーマンに関する情報を整理するとともに、育成・強化を図っていくことが重要である。</p> | <p>本市では、新事業の創出を目指す起業家や創業間もない企業が有する多様な課題に対応するために、市内の産業支援機関や金融機関等の民間支援機関14団体と連携し、横断的な支援体制の構築に取り組んでいるところでございます。今後も、引き続き民間支援機関との連携を通じた支援体制の強化に取り組むとともに、多様な主体との連携により起業・創業支援のワンストップ拠点を設置し、支援サービス提供のキーパーソンとなるコンシェルジュの配置や育成を行うなど、より継ぎ目のない連続的な支援サービスの提供に努めてまいります。こうした取組の方向性について、P85 に記述を追加しました。</p> | A |

| | | | |
|---|---|--|---|
| 2 | <p>公的施策に限らず、民間の取組を最大限活用していくことも重要である。シード・アクセラレーターや新事業支援サービスを提供する組織との公民連携により、従来にも増して企業や地域密着型のハンズオン支援を充実させ、社会や市場のニーズに即したビジネスモデルの磨き上げから事業化の後押しを積極的に行い、社会から受け入れられるような製品やサービス、ソリューションを創出するよう期待している。</p> | <p>本市では、新事業の創出を目指す起業家や創業間もない企業が有する多様な課題に対応するために、市内の産業支援機関や金融機関等の民間支援機関 14 団体と連携し、地域密着型の横断的な支援体制の構築に取り組んでいるところでございます。</p> <p>また、高い成長性が見込まれるベンチャー企業に対しては、ベンチャー企業支援にノウハウを持つ人材を活用したハンズオン支援を実施しているところですが、最先端技術の事業化を目指す起業家やベンチャー企業に対する支援を一層強化し、社会課題を解決する製品やサービス、ソリューションの創出と、本市発の成長企業の創出を推進してまいります。</p> | B |
| 3 | <p>起業・創業の支援の一環として、起業家予備軍に事業承継を用いての起業・創業を促す取組を検討するべきだ。</p> | <p>本市では、2017(平成29)年12月に川崎商工会議所、川崎信用金庫、川崎市産業財団との間で締結した中小企業者の事業承継支援に関する4者協定を踏まえ、中小企業の実態を把握するとともに、起業・創業支援など様々な事業との連携を図りながら、事業承継支援に取り組んでまいります。</p> | B |

| | | | |
|---|--|---|---|
| 4 | <p>90 ページで成長産業分野として位置付けられている「ライフ、グリーン、ウェルフェア」の3つのイノベーションについて、個々の現場ニーズや社会課題を形にすることで新たな社会的価値の創出が求められており、そのためには、地域社会のニーズとものづくり・サービス提供者が密接に協力し合い、必要とされる新製品や、それらを組み合わせたサービスの開発に向けて各種資源を結集していくことが欠かせない。</p> <p>大都市の中で平均年齢が最も若く活力があり、多様な社会資源や人材、研究機能を有する特徴を活かして、異分野交流や産学連携・産学住交流を積み重ねれば、新たなイノベーションを切り開くだけでなく、住民福祉の向上、地域産業の新展開、地域雇用の強化につながり、さらに他都市に向けた先進モデルを提示できるのではないか。</p> | <p>市内企業の持続的発展を実現するには、今後成長が期待される産業分野の育成に取り組むことが重要であることから、本市が持つ特徴・強みを活かし、本市経済を牽引する成長産業分野としてライフサイエンス・グリーン・ウェルフェアの3つの分野のイノベーションの創出を引き続き推進していきます。</p> <p>さらに、かわさき産業振興プラン第2期実行プログラムにおいては、「オープンイノベーションの推進」や「誰もが活躍する魅力あるワークスタイルの実現」、「まちの多様性、変化を捉えた取組」など、様々な主体の連携や本市の産業、社会的・地理的特性、社会経済環境の変化等を踏まえた5つの視点を新たに設定し、施策を推進していくこととしております。</p> <p>いただいた御意見も踏まえ、成長産業分野でのイノベーションの創出を図ってまいります。</p> | B |
| 5 | <p>これからの川崎市の産業基盤を固めていくためには、AIの研究開発拠点の形成にあたり、AIと一対となった技術の進歩が期待されるロボットの研究開発拠点の形成も同時に図っていくことが必要と考える。</p> | <p>本市臨海部では、3月末に策定予定の「臨海部ビジョン」のリーディングプロジェクトとして、新産業創出の拠点化を行う「新産業拠点形成プロジェクト」を掲げており、AIやロボットも含めた様々な可能性を視野に入れ、高度かつ最先端の研究開発や価値の創出に向けた機能転換を図ってまいりたいと考えております。</p> | D |

| | | | |
|---|---|--|---|
| 6 | 地域の雇用を支える存在としての中小企業の活性化に取り組むべきだ。 | <p>市内の事業所数の約 99%、従業者数の約 75%を中小企業が占めており、中小企業は市内経済や市民生活の基盤であるとともに、地域の雇用を支える重要な存在であると認識しております。</p> <p>こうした認識の下、平成 28 年 4 月に「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」を施行し、市内中小企業の活性化に取り組んでまいりました。</p> <p>かわさき産業振興プラン第 2 期実行プログラムにおいても、政策 3 の「中小企業の活性化」や政策 5 の「産業人材の確保と雇用への対応」を中心に、市内中小企業の経営安定や雇用の確保等の支援に取り組んでまいります。</p> | B |
| 7 | 中小企業者の事業承継支援に関する取組の方向性を明記するべきだ。 | <p>2016(平成 28)年 12 月に川崎商工会議所、川崎信用金庫、川崎市産業財団との間で締結した中小企業者の事業承継支援に関する 4 者協定の締結を踏まえ、中小企業の実態を把握しながら支援に取り組んでまいりますので、こうした方向性について、P100 に記述を追加しました。</p> | A |
| 8 | 川崎市商店街連合会との連携について、全般的に記述が少ないため、記述するべきだ。 | <p>御意見を踏まえ、川崎市商店街連合会の機能強化に向けた活動支援に加え、商業の振興発展に向けた連携の推進に関する記述を P110 に追加しました。</p> | A |
| 9 | 「都市農業活性化連携フォーラム」は大変有意義な取組だ。本市の農業生産は少量・多品種の小規模な農家経営が大半を占めており、モデル事業で取り組んだ ICT の導入活用による生産性向上の必要性は十分理解できるが、費用対効果について、行政の立場で効果検証を行うべきだ。その結果、市内農業者に波及拡大することがフォーラムの取組成果と成り得ると思われる。 | <p>都市農業の特徴といえる多品種少量生産経営での ICT 導入による効果については、28 年度にトマト栽培でモデル事業に取り組んだ生産者からは品質の安定化や、省力化の効果があり、これまでトマト栽培に要していた時間や労力を他品種の栽培に充てることができたとの意見を得ております。今後につきましては、当該モデル事業実施者等と導入に関する効果検証等に取り組み、普及展開につなげてまいりたいと考えております。</p> | C |

| | | | |
|----|---|--|---|
| 10 | <p>今後、「都市農業活性化連携フォーラム」における他業種との連携を通じ、新鮮な地場産農産物を活用した加工品の開発などが進めば、市民が市内農業を様々な角度から楽しめるようになり、市民と農業の距離も縮まってくると考える。</p> | <p>市内産農産物を活用した加工品の製造、販売については、生産者、市民団体が連携して、自立的にすでに実施している事例がいくつか出てきており、今後の加工品開発の具体的な取組の予定を伺っているところです。今後も、当該事業を通じて、このような連携の事例をPRすることで、市内産農産物の高付加価値化や生産者と消費者の距離が縮まるような取組の機会創出に寄与するよう他業種連携を支援してまいります。</p> | B |
| 11 | <p>農産物工場をビジネス展開するための技術・製品・ビジネスモデル開発を、市内の企業や研究開発機関と農業者や農業関係機関とのマッチングにより推進するよう検討してほしい。</p> | <p>都市的立地を活かし、農業経営の安定化・高度化を図るには、技術・製品・ビジネスモデル開発等を通じた新たな農業価値の創造が重要であると認識しております。そのため、多様な企業・機関・団体等が集積する川崎の強みを活かし、そうした多様な主体の連携を推進し、農産物の付加価値向上や農作業の効率化・省力化等の新たな農業価値の創造に向けて取り組んでおります。その取組として、連携を創出する場であるフォーラムや連携部会を開催するほか、連携を先導するモデル事業を実施し、多様な主体の連携を支援しております。農産物の工場に関する技術・製品・ビジネスモデル開発等を目指す連携につきましては今後とも、これらの産業振興施策等を活用しながら支援してまいりたいと考えております。</p> | D |

| | | | |
|----|--|--|---|
| 12 | <p>アンケート調査によると、「人材確保」を課題としている企業（工業、商業）が少なくはないように思える。「川崎に行きたい・住みたい・働きたい」という気持ちを更に強く持たせられるようなイメージ戦略を推進するべきだ。</p> | <p>広く人々に「川崎に行きたい・住みたい・働きたい」の気持ちを持っていただくためのイメージ戦略は、市内企業の人材確保を支援するための、有効な方策の一つと考えております。</p> <p>かわさき産業振興プラン第2期実行プログラムにおきましても、政策5「産業人材の確保と雇用への対応」の「(2)人材の育成・確保」において、求職者向けの合同企業説明会や市内企業訪問ツアー等を実施する中で、企業情報だけでなく、川崎市の強みや魅力を発信するイメージ映像を上映するほか、若者と市内の若手経営者との交流会において、経営者から直接若者に対し、川崎市の魅力を語りかけるなどの方法により、川崎を働くまちとして選択することを促すような取組を実施してまいります。</p> <p>また、こうした取組の推進にあたり、工業振興や商業振興など、関係する部署間の連携や、市内事業者等と連携した体制のもと、本プログラムに沿ってイメージ戦略などの事業を実施してまいります。</p> | B |
| 13 | <p>アンケート調査で「今後事業を行っていく上での課題」として多くの企業が人材不足を挙げているので、就業・採用支援のみでなく、IoTなどによる効率化や企業間連携等々、多くの対策があり、具体的な取組を実施していることをより周知していく必要がある。</p> | <p>多くの中小企業が人材不足を課題とあげている中、IoT、ビッグデータ、AI、ロボットなどの新たな技術革新は、生産性の向上や効率化につながる可能性があります。このような状況も踏まえて、本市では「ICT産業連携事業」など異業種連携の促進や新たな企業間ネットワークの構築による企業支援の取組をはじめたところです。事業を通じた具体的取組をより多くの企業に周知し、新たな企業ニーズにも対応できるよう努めてまいります。</p> | B |

| | | | |
|----|--|---|---|
| 14 | <p>次世代の川崎市のイノベーションを支える企業には、技術・技能を十分に理解した上で高度な事務や企業経営にも明るい人材が求められることから、工業高校と工業大学の一貫校を創設することを提唱したい。</p> <p>高校課程では技術・技能の習得に重点を置き、修了時点で就職を希望する学生には斡旋するが、基本的にはそのまま大学課程に進み、高等教育を受けられることを保証することで、ものづくりに興味が有り、且つ学習意欲も高い子供にとって、魅力的な選択肢となるのではないかと。</p> | <p>本市では、次世代へのものづくりの魅力を伝え、地域のものづくり人材の育成をめざして、市内工業高校・大学における市内中小製造業者を招いた講座の開催や小中学生を対象とした親子ものづくり体験教室などを実施しております。また、技能奨励事業として、中学・高校における技能職体験の実施等にも取り組み、さらに基盤技術産業に従事する人材の育成を行うための研修や講習会等を実施しております。</p> <p>本市ではこうした取組により、ものづくり産業を担う人材の育成を図ってまいりたいと考えております。</p> | D |
| 15 | <p>政策7の「都市拠点・観光資源を活かした交流人口の拡大」を図る上でも都市の美観向上は不可欠であり、川崎駅周辺の問題に限らず、またごみの問題だけに限らず、川崎市全体の重要課題として重点的に対策を施してほしい。</p> <p>特に都市拠点・主要駅周辺、観光拠点・観光施設周辺、緑の拠点周辺、主要幹線道路沿い、鉄道線路沿いにおいて、ポイ捨て・不法投棄・落書き・不法占拠・不法占用を解消し、取り締まること。</p> | <p>魅力と活力のある商業地域の形成や、観光振興を図る上で、まちの美観向上や、都市イメージの向上は大変重要であるとと考えております。</p> <p>川崎駅周辺での魅力あるまちの形成に向けた取組に加え、本市では、地域環境美化を促進するため、「川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例（ポイ捨て禁止条例）」に基づき取組を進めており、川崎駅周辺など7つのエリアを「重点区域」として指定し、指導員による巡回活動やキャンペーンの実施など広報啓発活動を実施しています。</p> | D |
| 16 | <p>138 ページに記載されているクルーズ船（ホテルシップ）の誘致は、是非、力を入れて取り組み、実現させていってもらいたいが、客船の停泊地周辺の魅力づくりも並行して行う必要があると考える。</p> | <p>クルーズ船（ホテルシップ）の停泊地周辺の魅力づくりにつきましては、クルーズ船誘致における強みにもつながらずものと考えられることから、重要であると認識しております。</p> <p>今後、魅力づくりに向けた取組を地域の諸団体や旅行事業者、交通事業者等により構成される「川崎インバウンド等誘客推進協議会」などと連携しながら進めてまいりたいと考えております。</p> | B |